

西 条 市

いつまでも
いきいきと
暮らすために

令和7年度版

介護保険 のしおり



LOVE SAIJO
Action! SDGs



医療法人愛寿会

西条愛寿会病院



-関連施設-

老人保健施設
ゆるぎ荘

総合ケアセンター

グループホーム
多喜浜

高齢者向け
サービス付き住宅
愛あい西条

西条市地域包括
支援センター



〒793-0035
愛媛県西条市
福武字蔵ノ尾甲162-1
電話 0897-55-0622
FAX 0897-55-9522



■居宅介護支援事業所 ゆるぎ荘
■訪問介護 ゆるぎ荘
電話 0897-55-0622
■訪問看護ステーションゆるぎ荘
電話 0897-55-0626
■西条市地域包括支援センター
西条南部



〒792-0893
愛媛県新居浜市
多喜浜2丁目4番43号
電話 0897-45-5566



〒793-0035
愛媛県西条市
福武字蔵ノ尾甲164番地1
電話 0897-58-3581



西条市地域包括支援センター
■西条南部
福武字蔵ノ尾甲162-1
電話 0897-55-0630
■西条西部・小松
小松町新屋敷甲496
電話 0898-52-8221
■丹原
丹原町池田1733-1
電話 0898-35-3427

-社会福祉法人回生会施設-

特別養護
老人ホーム
福武荘

デイサービス
センター
福武荘

ケアハウス 福寿

グループホーム
福寿

特別養護
老人ホーム
伊予千寿苑



〒793-0010
愛媛県西条市
飯岡3402
電話 0897-55-8388
FAX 0897-55-8389



〒793-0010
愛媛県西条市
飯岡3406
電話 0897-53-5818
FAX 0897-55-8389



〒793-0010
愛媛県西条市
飯岡3381-2
電話 0897-52-1580
FAX 0897-52-1385



〒793-0010
愛媛県西条市
飯岡3381-1
電話 0897-52-1058
FAX 0897-52-1385



〒793-0010
愛媛県西条市
飯岡3383
電話 0897-55-1000
FAX 0897-53-8055



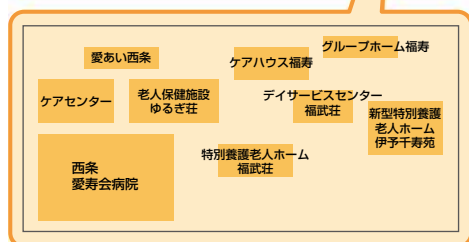
医療法人愛寿会

西条愛寿会病院

〒793-0035

愛媛県西条市福武字蔵ノ尾甲158-1

TEL : 0897-55-2300 FAX : 0897-56-2760



西条愛寿会病院は
日本医療機能評価機構
認定病院です。



西条中央病院は

救急医療から介護まで トータルサポート！



社会医療法人同心会
西条中央病院
SAIJO CENTRAL HOSPITAL

訪問

まずは
ケアマネに相談！

居宅介護支援事業所



ケアマネジャーが、様々な相談
にのり、介護用品レンタルや
介護サービスをご紹介します。

TEL:0897-47-3786(直通)



小児から
高齢者までOK！

訪問看護ステーション



当院がかりつけ以外の方も利用可能。
専門看護師・認定看護師と
連携して介護ケアを提供。

TEL:0897-47-8280(直通)



緊急時は365日
24時間対応

自宅で
専門職がリハビリ！

訪問リハビリテーション



理学療法士・作業療法士・
言語聴覚士がお宅へ訪問し
個人のペースでリハビリを実施。

TEL:0897-56-0300(代表)



それぞれの事業所と西条中央病院が
連携しています

通い

生活の
「できる」を増やす！



通所リハビリテーション

自宅の環境を想定して、
要支援・介護ともに
個別のリハビリを実施。
認知症予防に学習療法も導入。

TEL:0897-56-2133(直通)



空き情報が
確認できます

入所

全室個室で少人数制！



※関連施設です
西条市朔日市 892-25

ついたちの里

特別養護老人ホームと
ショートステイ。
アットホームな空間で個々の
ペースに合わせた生活が可能。

TEL:0897-47-5981(直通)





心が動けば体が動く
笑顔を育み共に歩む

笑歩会

笑歩会 西条神拝

〈事業内容〉

- ・ サービス付 高齢者向け住宅
- ・ 住宅型有料老人ホーム
- ・ 通所介護

TEL 0897-55-6003
住所 西条市神拝甲561番地1



JAえひめ未来
JA EHIME MIRAI

介護事業



「JAえひめ未来」では、地域組合員・住民の皆様が高齢になって介護が必要になっても住み慣れたところで共に安心して暮らしていける地域づくりのお手伝いをいたします。介護保険でサービスを利用する手続きからサービスのご提供等に関することは、JAえひめ未来居宅介護支援センターより、ご相談に応じてご支援させていただきます。

**居宅介護支援センター
ホームヘルプステーション西条**

JAのヘルパーがお宅に伺って在宅生活を支援いたします。



居宅介護支援センターへのお問い合わせ・ご相談は
TEL：(0897)52-1500
営業時間：(月～土・祝日) 8:30～17:00
定休日：日・年末年始・地方祭

デイサービスセンター いずみの里

日帰りで通っていただき、
日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。



デイサービスセンター いずみの里へのお問い合わせ・ご相談は
TEL：(0897)52-1600
営業時間：(月～土・祝日) 8:30～17:30
定休日：日・年末年始・お盆・地方祭

デイサービスセンター みずほの里

家庭的な雰囲気のなか、
自分らしく過ごせるようお手伝いいたします。



デイサービスセンター みずほの里へのお問い合わせ・ご相談は
TEL：(0897)56-3100
営業時間：(月～金・日・祝日) 8:30～17:30
定休日：土・年末年始・お盆・地方祭

小規模多機能型居宅介護事業所 武丈の里

介護が必要になっても「自宅や地域で暮らしたい!」
を全力で応援します。



小規模多機能型居宅介護事業所 武丈の里へのお問い合わせ・ご相談は
TEL：(0897)55-2101
年中無休・24時間

“くすり”と“あなた”のいい関係



庄野薬局は、薬剤師による
在宅訪問を行っています。
ご自宅にお薬をお届けします。

くすりと上手に付き合うと、多くのメリットがあります

- ✓ 副作用の防止
- ✓ 体調改善
- ✓ 服薬のしやすさ改善
- ✓ 治療への不安解消 など



**薬剤師がご訪問するので、
お薬をお届けするだけでなく、訪問の際に様々な指導ができます。**

アドバイス

- ✓ 複数の医療機関の薬もかかりつけ薬剤師が丸ごとフォロー
- ✓ 薬をきちんと飲めるように、ひとりひとりに合わせて管理
- ✓ 医療・福祉・介護スタッフと協力して患者さんやご家族を多角的にサポート



庄野薬局グループの特徴

- ▶ 早期介護予防から高度な医療的ケアまで幅広く対応
(医療用麻薬、点滴治療のサポートなど)
- ▶ 無菌調剤対応
- ▶ おむつなどの衛生材料や介護用品にも対応
- ▶ 専門研修を受けた薬剤師が対応
- ▶ 西条で在宅医療支援30年の実績

中央店 西条中央病院 西条市神拝甲561番地1 TEL:0897-52-1860 FAX:0897-52-1861	下町くすのき通り店 西条市大町646-10 TEL:0897-55-7924 FAX:0897-53-0850	小松店 西条市小松町妙口甲1540-5 TEL:0898-76-9012 FAX:0898-76-9013	神拝店 西条市神拝甲214-1 TEL:0897-52-1870 FAX:0897-52-1871	ピコ薬局にはま店 新居浜市東田1丁目甲1239-1 TEL:0897-47-8200 FAX:0897-47-8203
--	--	--	--	--

庄野薬局 まずは、お近くの庄野薬局にご相談ください。

介護マップ①

地図のページに関しましては、このガイドブックに広告をご掲載いただきました施設のみ表示しています。

※このページは有料広告を掲載しています

西条中央病院 の介護サービス

幅広いサービスにより一人一人の生活に寄り添った介護を提供します

- 居宅介護支援
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- 訪問看護ステーション
- 特養・ショートステイ
ついたちの里(関連施設)



〒793-0027 愛媛県西条市朔日市804番地
tel.0897-56-0300/fax.0897-56-0301

社会福祉法人 聖風会

高齢者福祉

特別養護老人ホーム 光風館
特別養護老人ホーム 光風館 氷見の丘
短期入所 光風館
デイサービスセンター 光風館
居宅介護支援事業所 光風館
特別養護老人ホーム 道前荘
短期入所 道前荘
ケアハウス 南山荘
(特定)養護老人ホーム 石燧園
養護老人ホーム 明水荘

障害者福祉

障害者支援施設 ていずい
短期入所 ていずい
生活介護 ていずい
相談支援事業所 ていずい
障害者(児)支援施設 東予学園
短期入所 東予学園
生活介護 東予学園
相談支援事業所 東予学園
障害者支援施設 道前育成園
地域活動支援センター ちゅうりっぷ
ケアホーム 古川
グループホームかほく 三芳ホーム
グループホームかほく 世田山ホーム

就労支援

とうふ工房 ていずい
B型・移行
カフェ風の杜 B型

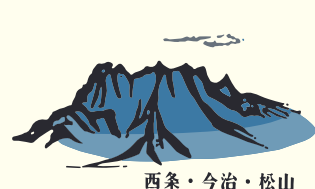


聖風会ホームページ



えひめ介護ネットワーク 居宅介護支援・訪問介護 居宅介護 etc

☎0897-47-5805
お気軽にお問い合わせください
西条市古川甲265-1



西条・今治・松山

- ・グループホーム フルーツの家
西条市喜多川792-1
- ・グループホーム 水車の家
西条市周布494-1
- ・グループホーム 緑の家
西条市飯岡1896
- ・グループホーム 杜の家
西条市朔日市892

有限会社 エンジェル・コール

医療法人愛寿会
西条愛寿会病院

-関連施設-

老人保健施設ゆるぎ荘	総合ケアセンター
グループホーム 多喜浜	高齢者向けサービス付き住宅 愛あい西条
西条市地域包括支援センター(西条南部 西条西部・小松 丹原)	

-社会福祉法人回生会施設-

特別養護老人ホーム 福武荘	デイサービスセンター 福武荘
ケアハウス 福寿	グループホーム 福寿
特別養護老人ホーム伊予千寿苑	

デイサービスセンター
ひうち
☎0897-56-1001

指定居宅介護支援事業所
フジケア
☎0897-56-2813

お気軽に
お問い合わせ
ください

西条市下島山甲1384

笑歩会
笑歩会 西条神拝

〈事業内容〉

- ・ サービス付 高齢者向け住宅
- ・ 住宅型有料老人ホーム
- ・ 通所介護

TEL 0897-55-6003
住所 西条市神拝甲561番地1

JA えひめ未来

介護事業

居宅介護 支援センター 0897-52-1500	ヘルパー ステーション 西条 0897-52-1500	デイサービス センター いずみの里 0897-52-1600
デイサービス センター みずほの里 0897-56-3100	小規模多機能型 居宅介護事業所 武丈の里 0897-55-2101	

MEMO

介護マップ②

地図のページに関しましては、このガイドブックに広告をご掲載いただきました施設のみ表示しています。

※このページは有料広告を掲載しています

西条中央病院 の介護サービス

幅広いサービスにより一人一人の
生活に寄り添った介護を提供します

- 居宅介護支援
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- 訪問看護ステーション
- 特養・ショートステイ
ついたちの里(関連施設)



社会医療法人 同心会
西条中央病院
SAIJO CENTRAL HOSPITAL

〒793-0027 愛媛県西条市朔日市804番地
tel.0897-56-0300/fax.0897-56-0301

社会福祉法人 聖風会

高齢者福祉

特別養護老人ホーム 光風館
特別養護老人ホーム 光風館 氷見の丘
短期入所 光風館
デイサービスセンター 光風館
居宅介護支援事業所 光風館
特別養護老人ホーム 道前荘
短期入所 道前荘
ケアハウス 南山荘
(特定)養護老人ホーム 石燧園
養護老人ホーム 明水荘

障害者福祉

障害者支援施設 ていずい
短期入所 ていずい
生活介護 ていずい
相談支援事業所 ていずい
障害者(児)支援施設 東予学園
短期入所 東予学園
生活介護 東予学園
相談支援事業所 東予学園
障害者支援施設 道前育成園
地域活動支援センター ちゅうりっぷ
ケアホーム 古川
グループホームかほく 三芳ホーム
グループホームかほく 世田山ホーム

就労支援

とうふ工房 ていずい
B型・移行
カフェ風の杜 B型



聖風会ホームページ



MEMO

介護保険のしくみ

西条市が運営し、わたしたちが利用する身近なしくみです

介護保険制度は、わたしたちの住む西条市が運営しています。40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみとなっています。

●介護報酬の支払い

サービス事業者

（指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織など）

利用者に合った介護サービスを提供します。

- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。

●利用者負担の支払い

●介護サービスの提供

西条市（保険者）

介護保険の運営は、みなさんが住んでいる西条市が行います。

- 介護保険制度を運営します。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- 要介護認定を行います。
- 介護サービスの確保・整備をします。

●要介護認定 ●保険証の交付

●要介護認定の申請

地域包括支援センター（市内5か所）

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

- 介護予防事業のケアマネジメント
- 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- 支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援

名称	電話番号
西条市地域包括支援センター 西条北部	0897-55-5359
西条市地域包括支援センター 西条南部	0897-55-0630
西条市地域包括支援センター 西条西部・小松	0898-52-8221
西条市地域包括支援センター 東予	0898-66-5520
西条市地域包括支援センター 丹原	0898-35-3427

40歳以上のみなさん（被保険者）

介護に関するサービスを、利用者が自由に選択し総合的に利用できます。



- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用者負担を支払います。

介護保険負担割合証が交付されます

要支援または要介護と認定された方などに、負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス事業者が利用者の負担割合を確認する証明書ですので、大切に取り扱いましょう。有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

保険証が交付されます。

保険証には有効期限がなく、生涯利用できます。大切に保管しましょう。

介護保険のサービスを利用できるのは

申請し、要介護認定を受けた方（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません）

40歳から64歳の方（第2号被保険者）

介護保険のサービスを利用できるのは

申請し、老化が原因とされる病気（特定疾病）^注により、要介護認定を受けた方（交通事故などが原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません）

注）特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ●多系統萎縮症
- 初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症 ●早老症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症 ●がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

*40歳から64歳の方（第2号被保険者）は、要介護認定の申請をして、認定結果が出た場合などに、保険証が交付されます。

サービス 利用の 手順は？

サービスを利用する 手順をみてみましょう

介護サービスを利用するためには、西条市に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

●申請から利用までの流れ

①申請

サービスの利用を希望する方は、西条市の担当窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。申請は本人または家族が行いますが、居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。



②認定調査

●訪問調査／医師の意見書

西条市の担当職員などが自宅を訪問し、心身の状況などについて調査を行います。また、西条市からの依頼により、医師が心身の状況についての意見書を作成します。



③審査・判定



●審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。

④認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、西条市から認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届きます。

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

介護が必要とされる方
(要介護1～5)

介護サービスを利用できます

支援が必要とされる方
(要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方)

介護予防サービスを利用できます

非該当の方は、西条市が行う介護予防事業（一般介護予防事業）を利用できます。



⑤ケアプラン作成

要介護1～5と認定された方は、在宅サービスと施設サービスのどちらを利用するかを選択し、どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画（ケアプラン）を作ります。

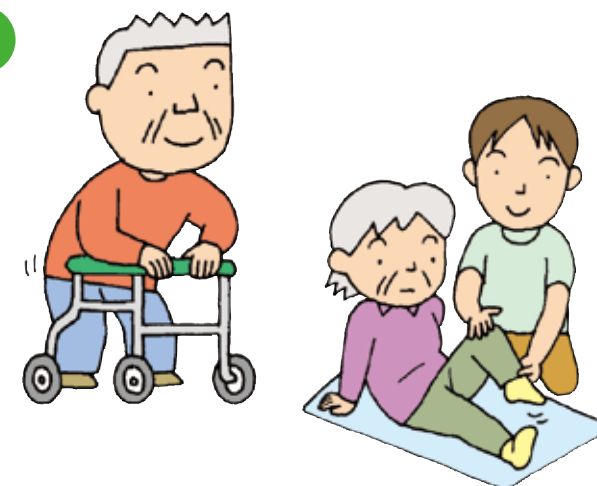
要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成します。

サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。

⑥サービスの利用

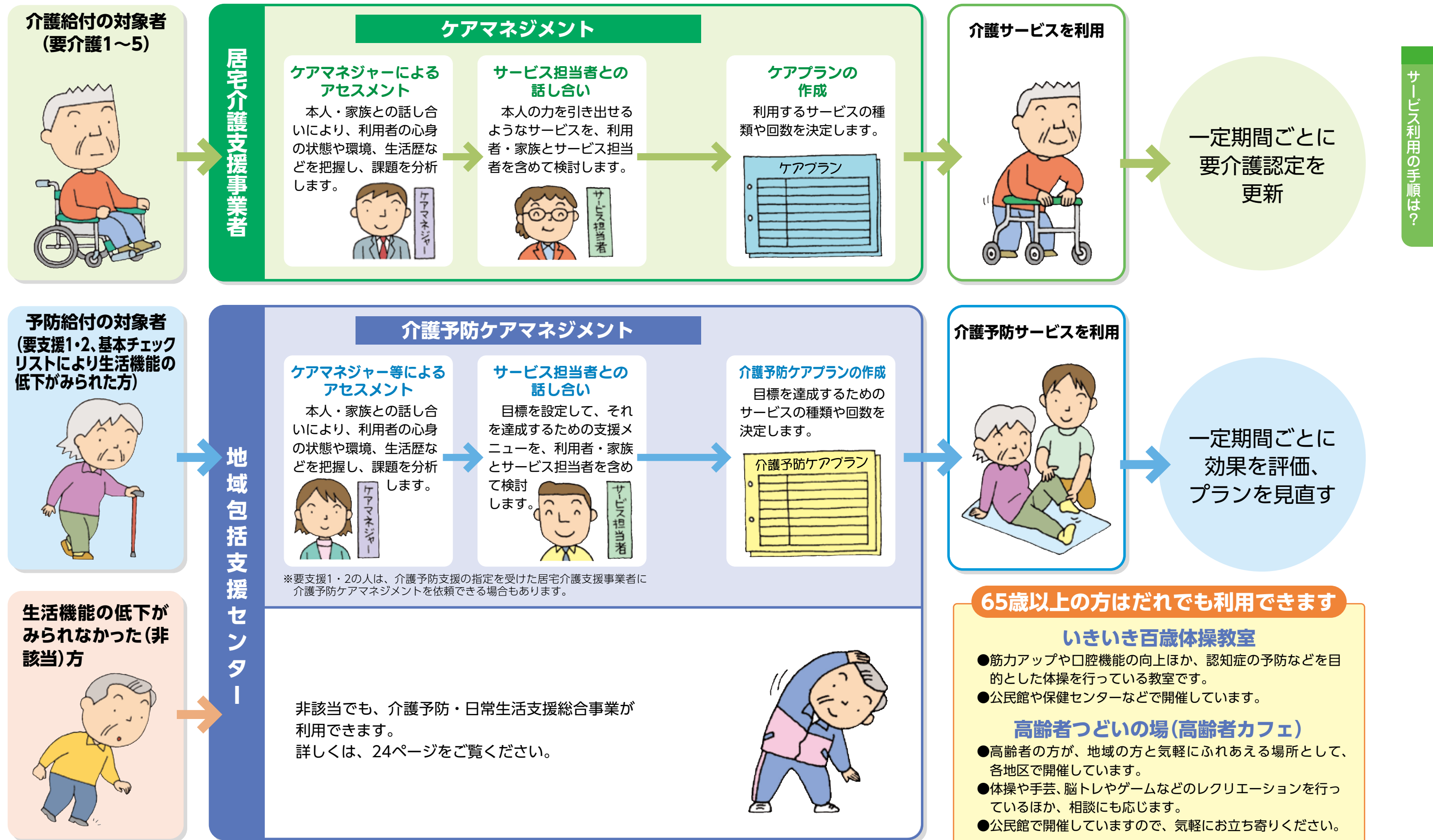
サービス事業者へ保険証を提示して、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。

サービスを利用した際には、利用状況がわかるように事業者がサービス利用票に記録します。



ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスとも、個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランにもとづきサービスを利用します。



**生活機能の低下が
みられなかった(非
該当)方**



地域包括支援センター

非該当でも、介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。
詳しくは、24ページをご覧ください。



一定期間ごとに
効果を評価、
プランを見直す

サービス利用の手順は？

65歳以上の方はだれでも利用できます

いきいき百歳体操教室

- 筋力アップや口腔機能の向上ほか、認知症の予防などを目指すとした体操を行っている教室です。
- 公民館や保健センターなどで開催しています。

高齢者つどいの場(高齢者カフェ)

- 高齢者の方が、地域の方と気軽にふれあえる場所として、各地区で開催しています。
- 体操や手芸、脳トレやゲームなどのレクリエーションを行っているほか、相談にも応じます。
- 公民館で開催していますので、気軽にお立ち寄りください。

サービス利用の費用は？

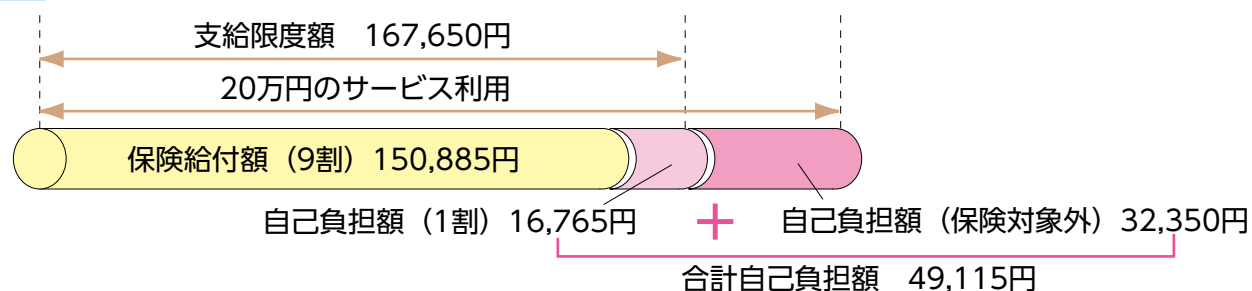
サービスを利用したときには費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者を支払うのは、原則としてかかった費用の1～3割です。

●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

例 要介護1（支給限度額167,650円）の方が、20万円のサービスを利用した場合（1割の場合）



利用者の負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの、利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

●西条市に「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書兼請求書」を提出してください。

令和7年8月から 下線部の金額が80万9,000円に変わります。

利用者負担段階区分		上限額（月額）
現役並み所得者がいる世帯	●課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円（年収約383万円）以上 課税所得380万円（年収約770万円）未満	世帯 44,400円
●世帯のどなたかが市民税を課税されている方		世帯 44,400円
●世帯の全員が市民税を課税されていない方		世帯 24,600円
	●世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方	世帯 24,600円
	●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者等		個人 15,000円

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

→詳しくは23ページをご覧ください。

在宅サービスの費用のめやす

介護保険のサービスを利用する際には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。利用者は原則としてサービスにかかった費用の1～3割を自己負担します。

■3割負担になる方

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方

■2割負担になる方

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の方

■上記に該当しない方は、1割負担になります

おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

施設サービスの費用のめやす

施設サービスを利用した場合、サービス費用の利用者負担分に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の利用者負担分 + 食費 + 居住費等 + 日常生活費

令和7年8月から 介護老人保健施設の「療養型」「その他型」および「Ⅱ型」介護医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）は【 】内の金額になります（短期入所療養介護も含む）。

基準費用額：1日あたりの施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額

- 居住費等：ユニット型個室 2,066円、ユニット型個室的多床室 1,728円
従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は1,231円）
多床室 437円【697円】（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は915円）
- 食費：1,445円

●低所得の方には負担限度額が設けられます

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

負担限度額（1日当たり） 令和7年8月から 下線部の金額が80万9,000円に変わります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円（380円）	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	880円	550円	550円（480円）	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

⚠ 本人と配偶者（世帯分離している場合も含む）の課税状況や預貯金等の金額によっては、特定入所者介護サービス費等の対象になりません。

利用
できる
サービス
は？

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

要介護1～5／要支援1・2の方が利用できるサービス (介護給付／予防給付)

●利用者負担は原則としてサービス費用の1～3割です。

在宅サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の方が利用できるサービスの名称です。

サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
通所介護 (デイサービス) 通所型サービス 	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満)※送迎を含む 要介護1～5 ▶ 6,580円～11,480円 ※食費、日常生活費は別途負担となります。	介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス ■サービス費用のめやす (月単位の定額) 要支援1・事業対象者 ▶ 1か月 17,980円 要支援2 ▶ 1か月 36,210円 ※食費、日常生活費は別途負担となります。
通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション 	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満)※送迎を含む 要介護1～5 ▶ 7,620円～13,790円 ※食費、日常生活費は別途負担となります。	介護老人保健施設や医療機関等で、日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた栄養改善や口腔機能の向上のサービスを提供します。 ■サービス費用のめやす (月単位の定額) ※送迎、入浴を含む 要支援1 ▶ 1か月 22,680円 要支援2 ▶ 1か月 42,280円 栄養改善 ▶ 1か月 2,000円 口腔機能向上 (I) ▶ 1か月 1,500円 ※食費、日常生活費は別途負担となります。

短期集中通所型サービス (スマイルサポート教室)

対象者：要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

- 短期集中的に専門職が運動・栄養・口腔面のケアをすることで、効果的・効率的に生活機能及び身体機能の向上を図ります。
- 教室終了後も地域活動に参加し、自立して健康的に生活できる期間を延ばします。

訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)

対象者：要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

- 身体介護は必要ないが、家事などの生活援助が必要な方に対し、ヘルパーなどが訪問し、軽度な生活援助 (掃除・洗濯・調理など) を行います。

サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
訪問介護 (ホームヘルプ) 訪問型サービス 	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 ■サービス費用のめやす 身体介護 (20分以上30分未満) ▶ 2,440円 生活援助 (20分以上45分未満) ▶ 1,790円 ※早朝、夜間、深夜などは加算あり 通院のための乗車または降車の介助 ▶ 970円 ※移送にかかる費用は別途負担となります。	介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス ■サービス費用のめやす (月単位の定額) 週1回程度の利用 要支援1・2 事業対象者 ▶ 1か月 11,760円 週2回程度の利用 要支援1・2 事業対象者 ▶ 1か月 23,490円 週2回程度を超える利用 要支援2 ▶ 1か月 37,270円
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 	介護職員等が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。 ■サービス費用のめやす 12,660円	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。 ■サービス費用のめやす 8,560円
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす 3,080円 ※20分間リハビリテーションを行った場合	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす 2,980円 ※20分間リハビリテーションを行った場合
訪問看護 介護予防訪問看護 	疾患等を抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから (30分未満) ▶ 4,710円 病院または診療所から (30分未満) ▶ 3,990円	疾患等を抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから (30分未満) ▶ 4,510円 病院または診療所から (30分未満) ▶ 3,820円

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

訪問を受けて利用する 居宅での暮らしを支える	サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師による指導〈1か月に2回まで〉▶5,150円	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師による指導〈1か月に2回まで〉▶5,150円
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ●車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり（工事をとまなわないもの） ★スロープ（工事をとまなわないもの） ★歩行器 ★歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト（つり具の部分を除く） ●自動排泄処理装置（原則として要介護4～5の方のみ） ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。 ■★印のついた福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。購入する場合は、特定（介護予防）福祉用具販売として利用します。利用方法の選択については、事業所にいる福祉用具専門相談員などの説明を受けて、よく検討しましょう。 ■要支援1・2および要介護1の方には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）は原則として保険給付の対象となりません。	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。 ●手すり（工事をとまなわないもの） ★スロープ（工事をとまなわないもの） ★歩行器 ★歩行補助つえ ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。
	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します（年間10万円を上限）。 ●腰掛け便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分 ●排泄予測支援機器 ★スロープ（固定用スロープ） ★歩行器（歩行車を除く） ★歩行補助つえ（松葉杖を除く単点杖と多点杖） ■★印の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。 ■「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。 ■受領委任払いができます。	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します（年間10万円を上限）。 ■事前の申請が必要になります。 ■受領委任払いができます。
	住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給 	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ■事前の申請が必要になります。 ■受領委任払いができます。	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

短期間入所する	サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
	短期入所生活／療養介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活／療養介護  ※複数の事業者が連携して、緊急の短期入所利用に対応するための体制が確保されます（緊急短期入所ネットワーク）。	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき） 要介護1～5▶6,030円～8,840円 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。 ●短期入所療養介護 介護老人保健施設（多床室）の場合（1日につき） 要介護1～5▶8,300円～10,520円 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。 ●特定短期入所療養介護（難病やがん末期の要介護者が利用した場合） 4時間以上6時間未満▶9,270円	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき） 要支援1▶4,510円 要支援2▶5,610円 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。 ●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設（多床室）の場合（1日につき） 要支援1▶6,130円 要支援2▶7,740円 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
在宅に近い暮らしをする	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす（1日につき） 要介護1～5▶5,420円～8,130円 	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす（1日につき） 要支援1▶1,830円 要支援2▶3,130円
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象となります	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
施設に入所する	介護老人保健施設（老人保健施設） 	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。	
	介護医療院		

施設サービス ※要介護1～5の方が利用できます（要支援1・2の方は利用できません）。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の方
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象となります
施設に入所する	介護老人保健施設（老人保健施設） 	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

利用できるサービスは？

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

地域密着型サービス

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するためには、身近な地域ごとにサービスの拠点を
をつくり、支援していく必要があります。そこで、要介護1～5、要支援1・2の方のために
地域の実情に合わせて西条市が整備する、「地域密着型サービス」が導入されています。

サービスの種類	サービスの内容
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。 ■サービス費用のめやす（1か月） 要支援1～要介護5▶34,500円～27,209円 ※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。 ■サービス費用のめやす 単独型を利用・7時間以上8時間未満の場合 要支援1～要介護5▶8,610円～14,270円 ※食費、日常生活費は別途負担となります。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の方のみ	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。 ■サービス費用のめやす（1日） ユニット数1の場合 要支援2～要介護5▶7,610円～8,590円 ※食費、日常生活費は別途負担となります。
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 ※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象となります	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方が、日常生活の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。 ■サービス費用のめやす（1日） 多床室の場合 要介護1～5▶6,000円～8,870円 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
看護小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを柔軟に提供します。 ■サービス費用のめやす（1か月） 要介護1～5▶124,470円～314,080円 ※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。 ■サービス費用のめやす 7時間以上8時間未満の場合 要介護1～5▶7,530円～13,120円 ※食費、日常生活費は別途負担となります。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携し、日中・夜間を通じて定期的な巡回による訪問と、通報などによる随時の対応を行います。 ■サービス費用のめやす（1か月） 一体型・訪問看護サービスを行う場合 要介護1～5▶79,460円～282,980円

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険のそれぞれの月額の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して年額の限度額（下表）を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。



高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●支給対象となる方は西条市の医療保険の窓口への申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者と相談しづらいときは、下のような相談先もあります。



「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくで安心です。

「西条市の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、西条市で事業者を調査して指導します。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「国保連」に相談

西条市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。

利用できるサービスは？

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービスを利用できます。



西条市の介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

※40～64歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

※要介護1～5の認定を受ける以前から介護予防・生活支援サービス事業を利用していた人は、認定後も継続して事業を利用できる場合があります。

一般介護予防事業

対象者

- 65歳以上のすべての方



介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

介護サービス事業者による、介護予防訪問介護と同様のサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

多様なサービス

- 西条市の一定の研修修了者などによる掃除・洗濯・調理などの生活援助（訪問型サービスA）



通所型サービス

介護サービス事業者による、介護予防通所介護と同様のサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

多様なサービス

- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中通所型サービス（スマイルサポート教室）など



その他の生活支援サービス

- 配食

※栄養改善を目的としたものや、ひとり暮らし高齢者に対する見守りを含むもの



一般介護予防事業

筋力向上、閉じこもり防止、認知症予防などを目的とした介護予防教室が利用できます。

●介護予防把握事業

収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援が必要な方を把握して、介護予防活動へつなげます。

●介護予防普及啓発事業

介護予防に関する講座・講演会を開催、パンフレット配布など介護予防活動の普及・啓発を行います。

●地域介護予防活動支援事業

住民主体となって行う介護予防活動の育成・支援を行います。

●いきいき百歳体操教室

筋力アップ・口腔機能の向上・認知症予防の体操を行っている教室です。

●高齢者つどいの場（高齢者カフェ）

体操や手芸、脳トレやゲームなどのレクリエーション、相談などを公民館で行っています。

●地域リハビリテーション活動支援事業

通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などに、リハビリ専門職などが関わり、地域の介護予防の取り組みを支援します。

保険料の
決め方と
納め方

介護保険料

令和7年4月から 第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる金額が80万9,000円に変わりました。

介護保険料は、介護保険制度を健全に運営していくための大切な財源となっています。みなさんが安心してサービスを受けられるように、保険料は忘れず納めましょう。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

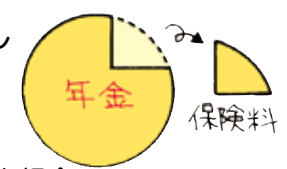
65歳以上の方の保険料は、市区町村ごとに必要な介護保険サービスの費用をもとに、所得に応じて決められます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額
第1段階	●生活保護受給者の方又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9,000円以下の方	基準額×0.285	21,000円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9,000円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	35,700円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685	50,400円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9,000円以下の方	基準額×0.9	66,200円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9,000円を超える方	基準額	73,600円
第6段階	●本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	88,300円
第7段階	●本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	95,700円
第8段階	●本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	110,400円
第9段階	●本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	125,100円
第10段階	●本人が市民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	139,800円
第11段階	●本人が市民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	154,600円
第12段階	●本人が市民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	169,300円
第13段階	●本人が市民税課税者で合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	176,600円

- 老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
- 課税年金収入額
国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。
- 合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、第1～5段階については合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用います。また、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

特別徴収 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円以上の方

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。



■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 65歳（第1号被保険者）になった場合
●年度途中で年金の受給が始まった場合
●他の市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
●収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
など

特別徴収に切り替わるまで、約6か月～1年間は納付書または口座振替で納めます。

普通徴収 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円未満の方

西条市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



■安心・便利な口座振替を利用しましょう！

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。下記のものを持って、西条市指定の金融機関でお申し込みください。

- 口座振替依頼書
●預（貯）金通帳
●通帳届け出印
- ※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

保険料を納めないでいると

納期限を過ぎると	督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。
1年以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
1年6か月以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてられる場合があります。
2年以上滞納すると	サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

災害などで保険料を納められないときは、担当窓口にご相談ください。

40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

40歳～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。



「人に優しい病院、信頼される病院、
地域に貢献する病院」を目指します

医療法人 専心会

西条市立周桑病院

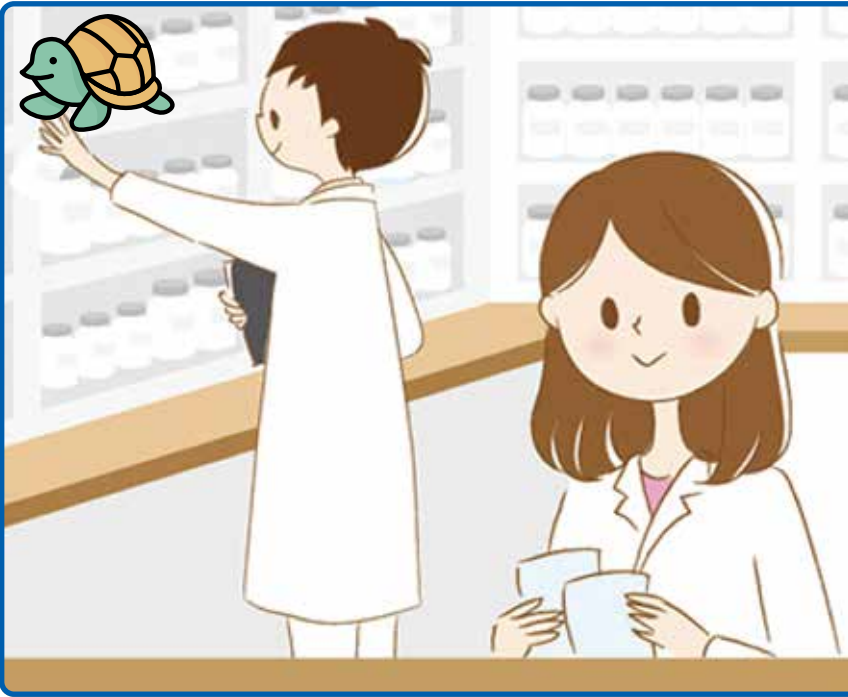
Saijo City Shuso Hospital

- 内科
- 循環器内科
- 外科
- 脳神経外科
- 肛門外科
- 整形外科
- 泌尿器科
- 眼科
- 皮膚科
- 産婦人科
- 放射線科

☎0898-64-2630

〒799-1341

愛媛県西条市壬生川131番地



あなたらしく笑顔になれるそんな薬局

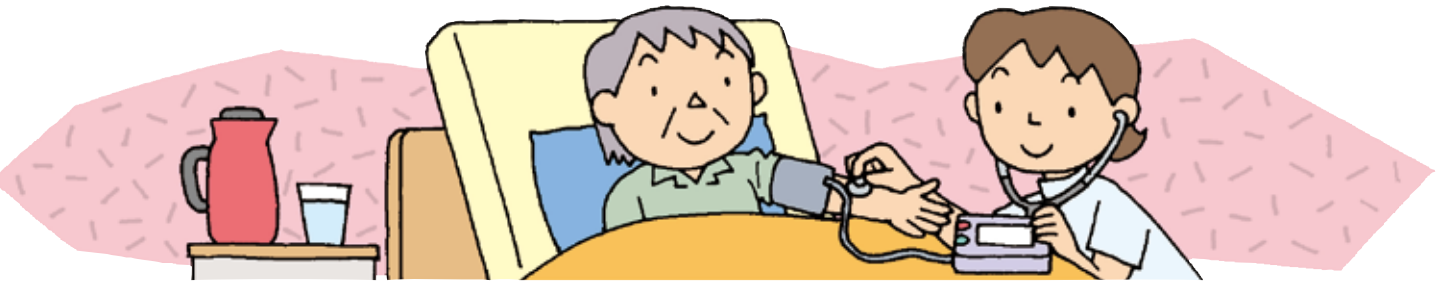


そがめ薬局	西条市樋之口22-7	0897-55-6272
そがめ薬局 大町店	西条市大町772-2	0897-52-0130
そがめ薬局 壬生川店	西条市壬生川123-1	0898-76-8220
そがめ薬局 神拝店	西条市神拝甲538-3	0897-56-8878
そがめ薬局 上原店	新居浜市上原3-1-29	0897-31-7967
そがめ薬局 北新町店	新居浜市北新町5-1	0897-36-4073



有限会社 テンタートル

そがめ薬局



医療機関一覧

西条市医師会

● 西条エリア(市外局番 0897)

医療機関名	電話番号
あおのクリニック	52-1155
秋山医院	56-0885
あぜち内科	52-1630
伊藤医院	53-2177
回生堂医院	55-3101
かりやま整形外科	47-1717
こもだ内科神経科医院	56-9511
済生会西条病院	55-5100
西条愛寿会病院	55-2300
西条中央病院	56-0300
西条道前病院	56-2247
サカタ産婦人科	55-1103
坂根医院	55-4021
篠原内科外科耳鼻科	56-3521
しらかた皮フ科クリニック	55-1511
じょうとく内科クリニック	58-2233
高橋こどもクリニック	55-0776
つだ眼科ピコリック	55-7700
土岐医院	56-2090
としもり内科医院	53-6300
とのやまクリニック	47-2525
ながい小児科	53-7707
弁財天耳鼻咽喉科クリニック	58-5959
星加小児科内科ファミリークリニック	55-3105
松浦皮膚科医院	55-2346
松永耳鼻咽喉科医院	53-7171
松本クリニック	47-8773
松本整形外科医院	52-1011
みやざきメンタルクリニック	47-5255
宮島小児科医院	55-2615
村上記念病院	56-2300
もりざね耳鼻咽喉科	47-3387
矢野外科胃腸科医院	55-1777
山元眼科	55-0155
吉峯耳鼻科・歯科	56-5101
おかべ脳神経外科内科クリニック	080-4032-7044
和田内科・皮膚科	55-0515

● 東予エリア(市外局番 0898)

医療機関名	電話番号
飯尾皮フ科泌尿器科	64-5577
いしづちやまクリニック	68-8885
茎田医院	66-0555
キッズクリニックDr.パパ	76-1788
共立病院	64-2662
黒田医院	64-3780
近藤クリニック	64-2760

医療機関名	電話番号
西条市立周桑病院	64-2630
園延整形外科	64-0660
田中内科	66-1700
中村医院	66-0606
長山眼科	64-5588
平田クリニック	76-2256
まつうら小児科	64-0460
松田循環器科内科	76-1117
森内科	64-5858
森山内科	65-4332
行本医院	66-0609
渡部病院	64-1200

● 丹原エリア(市外局番 0898)

医療機関名	電話番号
あおの循環器科	68-3300
今井クリニック整形外科	68-8118
くしべ整形外科	76-7555
小林耳鼻咽喉科クリニック	64-3387
周桑こころのクリニック	68-5335
福田医院	68-7243
やまもと眼科クリニック	76-1010

● 小松エリア(市外局番 0898)

医療機関名	電話番号
浦部医院 内科・皮フ科	72-3266
こまつ医院	72-5862
西条市民病院	72-4111
横山病院	72-2121

西条市歯科医師会

● 西条エリア(市外局番 0897)

医療機関名	電話番号
青野歯科医院	57-9903
石川歯科	56-2008
伊藤歯科クリニック	56-1952
いしづち歯科医院	57-9506
おち歯科医院	55-4088
近藤歯科医院	55-1830
さかた歯科診療所	55-3229
さかもと歯科医院	52-1182
神野歯科医院	55-2585
たからだ歯科クリニック	58-6633
たちばな歯科医院	57-8899
にいぼり歯科	53-8510
西原歯科医院	55-3005

医療機関名	電話番号
堀江歯科医院	56-1748
益田歯科	55-2584
松原歯科医院	55-1568
まつまえ歯科医院	58-2234
まなべ矯正歯科	55-7183
村上記念病院歯科	56-2300
山川リントロー歯科診療所	47-4261
行本歯科医院	56-3323
吉峯耳鼻科歯科	55-0972
若原歯科クリニック	52-0885
渡辺歯科医院	56-0657

東予周桑歯科医師会

● 東予エリア(市外局番 0898)

医療機関名	電話番号
青野歯科クリニック	64-3229
あすなろ歯科	66-3377
岡田歯科医院	64-1184
小澤歯科医院	66-5000
古味歯科医院	64-2111
サンデンタルクリニック	64-3000
清水歯科医院	65-6480
たかはし歯科	68-0222
月岡歯科医院	65-4618
東予歯科	64-1782
藤岡歯科	68-3333
まゆみ歯科クリニック	66-0880
山崎歯科医院	64-1002

● 丹原エリア(市外局番 0898)

医療機関名	電話番号
医)徳永歯科	68-4626
大谷歯科医院	68-1179
黒河歯科医院	68-7273
佐伯孝歯科医院	68-4414

● 小松エリア(市外局番 0898)

医療機関名	電話番号
いわね歯科医院	72-6001
深田歯科医院	72-2007
横山病院	72-2121

医療マップ①

地図のページに関しましては、このガイドブックに広告をご掲載いただきました施設のみ表示しています。

※このページは有料広告を掲載しています

にいぼり歯科
NIIBORI

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~1:00	●	●	●	●	●	●
PM 2:30~7:30	◆	●	/	●	◆	◆

◆ 月曜、金曜、土曜午後は PM2:30~PM6:00
水曜日午後診応需
TEL.0897-53-8510 西条市洲之内甲303-4

あすなろ薬局

明屋敷店 西条市明屋敷562
TEL: 0897-55-7011
FAX: 0897-55-7022

営業時間
月火木金 9:00~18:30
水 9:00~13:00
土 9:00~16:30

すべては皆様の健康のために...

そがめ薬局 西条市 樋之口22-7	0897-55-6272
そがめ薬局 西条市 大町772-2	0897-52-0130
そがめ薬局 西条市 壬生川123-1	0898-76-8220
そがめ薬局 西条市 神拝甲538-3	0897-56-8878
そがめ薬局 新居浜市 上原3-1-29	0897-31-7967
そがめ薬局 新居浜市 北新町5-1	0897-36-4073

有限会社 テンタートル
そがめ薬局



社会医療法人同心会
西条中央病院
SAIJO CENTRAL HOSPITAL

内科	循環器内科	糖尿病内科
腎臓内科	小児科	外科
消化器外科	内視鏡外科	乳癌外科
大腸外科	整形外科	産婦人科
眼科	耳鼻咽喉科	脳神経外科
皮膚科	泌尿器科	放射線科
リハビリテーション科	歯科	歯科口腔外科
麻酔科	(麻酔科標榜医: 葛川洋介)	

〒793-0027 愛媛県西条市朔日市804番地
tel.0897-56-0300/fax.0897-56-0301

医療法人愛寿会
西条愛寿会病院

内科
泌尿器科
リハビリテーション科
放射線・検査

西条愛寿会病院は
日本医療機能評価機構
認定病院です。

〒793-0035 愛媛県西条市福武字蔵尾甲158-1
TEL: 0897-55-2300 FAX: 0897-56-2760

MEMO



庄野薬局
“くすり”と“あなた”のいい関係

地域のみなさまにココロとカラダのサポートを...

中央店 西条中央病院様隣り 西条市朔日市799-1 電話:0897-52-1860	下町くすのき通り店 星加小児科内科ファミリークリニック様隣り 西条市大町646-10 電話:0897-55-7924
小松店 西条市民病院様隣り 西条市小松町妙口甲1540-5 電話:0898-76-9012	神拝店 じょうとく内科クリニック様隣り 西条市神拝甲214-1 電話:0897-52-1870

薬剤師による
在宅訪問を
行っています。
ご自宅にお薬を
お届けします。

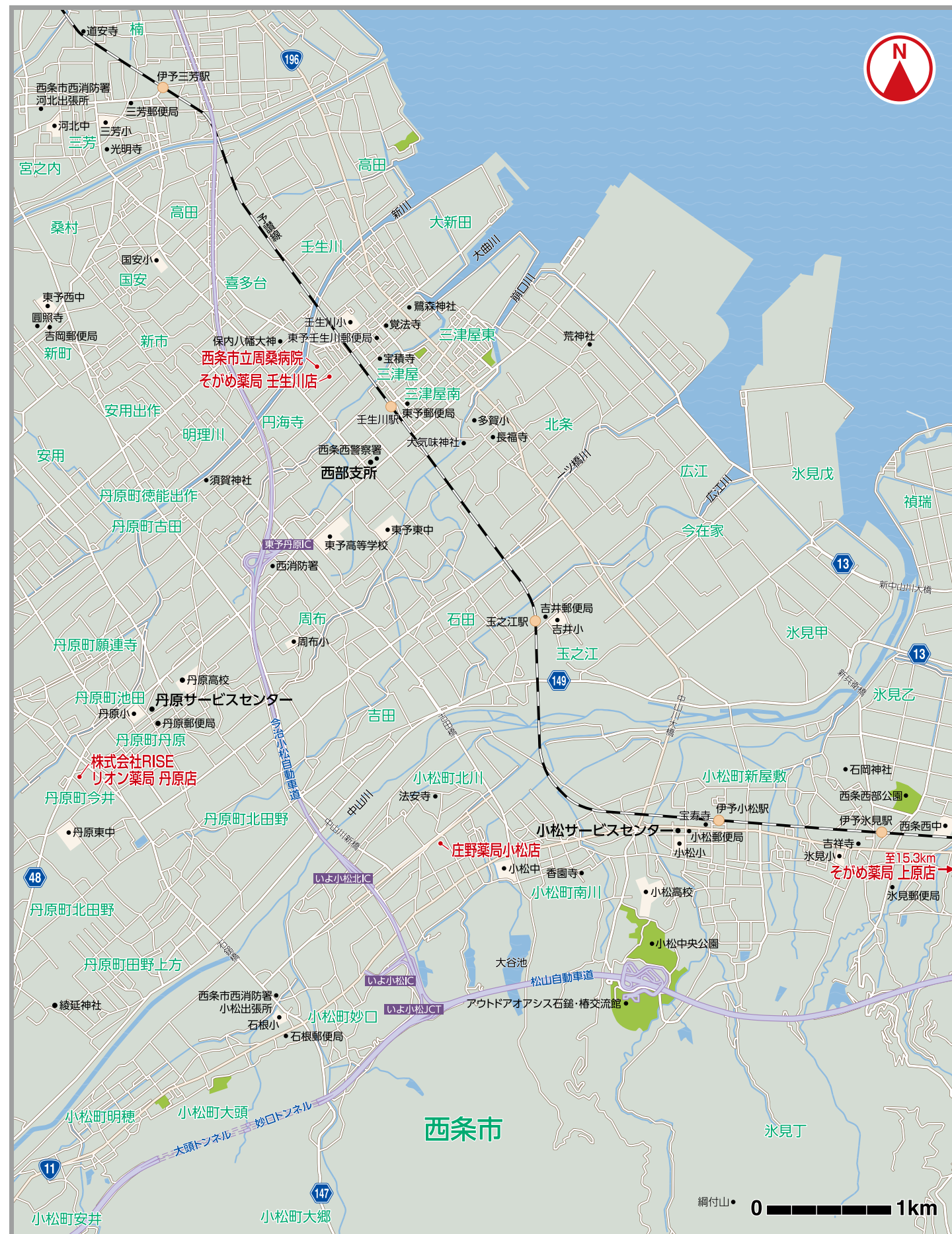
◇おむつ券(西条市発行)
利用できます。
おむつの無料配達も
行っています。

どの医療機関の処方箋
にも対応いたします。

医療マップ②

地図のページに関しましては、このガイドブックに広告をご掲載いただきました施設のみ表示しています。

※このページは有料広告を掲載しています

MEMO

LION Community Pharmacy

LION

リオン薬局

丹原店

営業時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
12:30~18:30	○	○	17:00まで	○	○	／

● 問い合わせ先 ●

西条市丹原町今井108番地2

TEL 0898-35-3949

FAX 0898-35-3947

定休日：土曜日午後、日・祝日

★どちらの病院の処方箋でも対応させていただきます。

★在宅（自宅・施設）での服薬指導も承っております。お気軽にご相談下さい。

株式会社RISE



医療法人 専心会

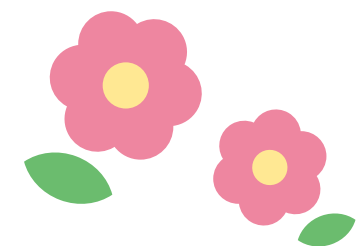
西条市立周桑病院

Saijo City Shuso Hospital

内科	循環器内科	外科
脳神経外科	肛門外科	整形外科
泌尿器科	眼科	皮膚科
産婦人科	放射線科	

☎0898-64-2630
 〒799-1341
 愛媛県西条市壬生川131番地





社会福祉法人聖風会
事業所一覧



MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



社会福祉法人 聖風会

～ やさしさを地域へ ～



聖風会
ホームページ



聖風会
Instagram

高齢者福祉



光風館

〒793-0073
西条市氷見丙195
TEL : 0897-57-6600

- ◆ 特別養護老人ホーム 光風館
- ◆ 特別養護老人ホーム 光風館 氷見の丘
- ◆ 短期入所 光風館
- ◆ デイサービスセンター 光風館
- ◆ 居宅介護支援事業所 光風館
- ◆ ケアハウス 南山荘

- ◆ 特別養護老人ホーム 道前荘 短期入所 道前荘
- 〒799-1106
- 西条市小松町大頭甲1085-1
- TEL : 0898-72-2290

- ◆ (特定)養護老人ホーム 石燧園
- 〒799-1106
- 西条市小松町大頭甲1104-1(1階)
- TEL : 0898-72-3645

- ◆ 養護老人ホーム 明水荘
- 〒799-1106
- 西条市小松町大頭甲1104-1(2階)
- TEL : 0898-72-2233

障害者福祉

- ◆ 障害者支援施設 ていずい
- ◆ 短期入所 ていずい
- ◆ 生活介護 ていずい
- ◆ 相談支援事業所 ていずい
- 〒793-0061
- 西条市禰瑞385
- TEL : 0897-52-5300

- ◆ 障害者支援施設 道前育成園
- 〒799-1302
- 西条市楠乙454-59
- TEL : 0898-66-1959

- ◆ 障害者(児)支援施設 東予学園
- ◆ 短期入所 東予学園
- ◆ 生活介護 東予学園
- ◆ 相談支援事業所 東予学園
- 〒799-1302
- 西条市楠乙438-21
- TEL : 0898-66-5078



東予学園

- ◆ ケアホーム 古川
- 〒793-0045
- 西条市古川乙148-4
- TEL : 0897-53-2223

- ◆ グループホームかほく 三芳ホーム
- 〒799-1301
- 西条市三芳1253-2
- TEL : 0898-66-5557

- ◆ グループホームかほく 世田山ホーム
- 〒799-1302
- 西条市楠乙454-166
- TEL : 0898-76-5670

- ◆ 地域活動支援センター ちゅうりっぷ
- 〒793-0041
- 西条市神拝甲324-2
- 西条市総合福祉センター (もてこい元気館)1階
- TEL : 0897-53-7101

就労支援



カフェ風の杜

- ◆ とうふ工房 ていずい B型・移行
- 〒793-0061
- 西条市禰瑞388
- TEL : 0897-55-0102

- ◆ カフェ風の杜 B型
- 〒799-1106
- 西条市小松町大頭甲1104-1
- TEL : 0898-72-5687



介護保険相談窓口

西条市役所 介護保険課

TEL 0897-56-5151 (代)

FAX 0897-52-1408

URL : <https://www.city.saijo.ehime.jp/>

E-mail : kaigohoken@saijo-city.jp

発行／制作

株式会社東京法規出版 〒113-0021 東京都文京区本駒込2丁目29番22号
TEL.03-5977-0300(代表)

広告販売

表示灯株式会社 四国支店 〒760-0017 高松市番町1丁目6番6号
甲南アセット番町ビル3階 TEL.087-821-5811

UD FONT
by MORISAWA

禁無断転載©東京法規出版
1784128

リサイクル選性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK